

# 地域包括ケア 推進本部 【 検討部会 】

- 日時 令和2年7月28日（火）  
午後3時30分～
- 場所 市役所 大会議室

## 地域包括ケアシステムの定義

### 【法律の定義】医療介護総合確保推進法

#### 第2条

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、**医療・介護・介護予防・住まい**及び**自立した日常生活の支援**が包括的に確保される体制をいう。

## 地域包括ケアシステムの定義

### 【法律の定義】 介護保険法

#### 第5条第3項

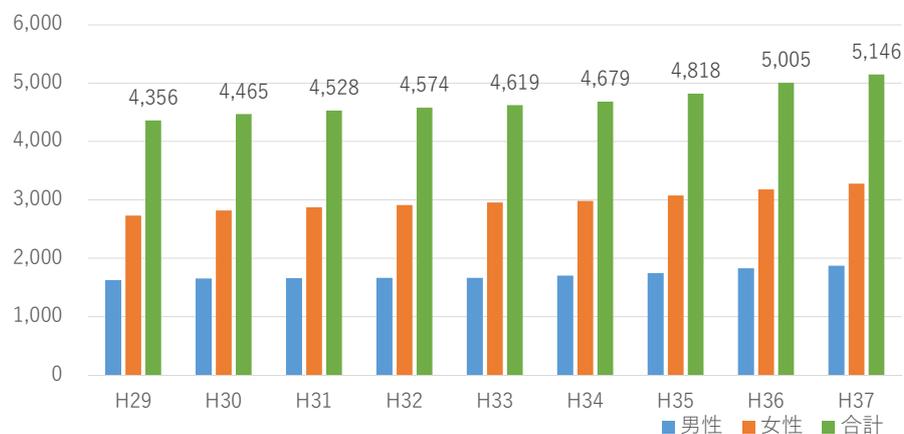
国及び地方公共団体は、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、**医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する**よう努めなければならない。

## なぜ、いま地域包括ケアなのか？

団塊の世代が75歳以上となる**2025年に向け**、高齢者世帯は、独り暮らしと夫婦だけの世帯が大部分となり、住み慣れた地域の住まいで、できる限り元気を保ち、弱っても安心して過ごせるシステム（地域包括ケアシステム）が必要となる。

今後、一気に進む高齢化によって施設や病床が不足し、対応が困難となることから、できる限り在宅で住み続けることを基本とし、そのために可能な限り健康を保ち、弱っても安心して過ごせるシステム（地域包括ケアシステム）を実現することが**唯一の解決策**である。

## 根室市の後期高齢者の人口推計



**人生100年時代にどう向き合えるか**

## 地域包括ケアの基本

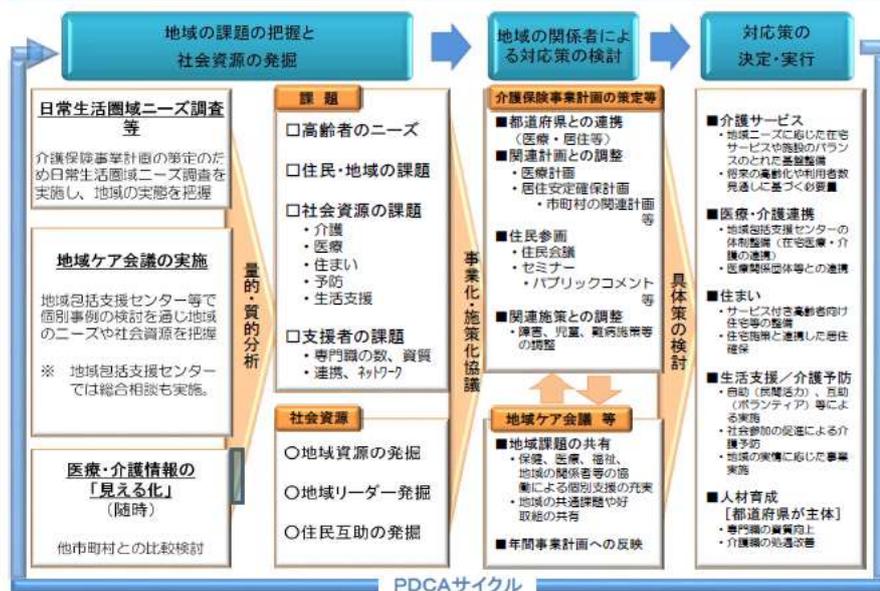
- ① できる限り元気な期間を長くすることを目指す
- ② 弱っても、できる限り生活の場において、自分らしく笑顔で安心して過ごせるようなシステム
- ③ 地域において、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援（生活支援）が包括的に確保されるシステムであること

# 地域包括ケアは地域ごとに異なる

地域によって、人口構成や高齢化の進捗状況、地域資源等は異なります。したがって、地域包括ケアシステムは、全国一律の画一的なシステムではなく、地域ごとの特性に応じて構築されるべきもので、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性・主体性に基づき、作り上げていかなければなりません。

ただし、基本的な考え方は、どの地域も共通です。

市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)



## ケアシステムの5つの構成要素の関係



「医療」「介護」の葉が、その機能を十分に発揮するための前提として「介護予防」「生活支援」「すまいとすまい方」が基本となり、これらの要素が相互に関係しながら包括的に提供される。

## 地域包括ケアシステムの構成要素

### ① 介護

→ 在宅介護を基本とするという意味

地域包括ケアは住まいでの継続居住を目指すため、在宅介護サービスに基本を置くという考え方で、施設での対応を否定するものではない。

介護予防政策を徹底して進め、その人の状況に応じた在宅を基本とするケアシステムの実現を図る。

## 地域包括ケアシステムの構成要素

### ② 医療

→ **在宅医療**という意味

自分が弱ったときに最期まで在宅に居続けることは難しいと考えている高齢者が多い。  
その主な理由としては、

- ・家族に迷惑をかけるから
- ・医療上の不安があるから

今後、地域包括ケアを推進する上で、  
在宅復帰までの道筋の確保、在宅医療の普及・推進が不可欠。

在宅医療は、医師と介護サービスを担当する多職種の連携なくしては継続は困難なため、  
**在宅医療・介護の連携は必須。**

## 地域包括ケアシステムの構成要素

在宅生活を続ける上で、介護も医療も必要ですが、在宅生活が成立するためには、医療は介護が把握している多くの生活情報を得ることが必要であり、介護は医療がとらえている高齢者等の病態等の情報を得て介護にあたる必要があります。

在宅生活が成立するためには双方が不可欠であり、さらには統合されていることが必要。

そのためには、各専門職種が連携しなければ機能しないため、多職種連携ということが極めて重要。

## 地域包括ケアシステムの構成要素

### ③ 住まい

→ 自らの責任と選択のもと**自分らしい生活ができる場所**

自分が所有する住宅か、賃貸住宅かということを問うものではなく、個人のプライバシーと意思が保証される空間であるといえます。

したがって、本人や家族の意思、あるいは心身の状況、更には地域の在宅サービスの整備の実情から施設を選択することを妨げるものではありません。

「住まい方」という場合には、施設を含めた生活の場を、自身にとって最も好ましい形でどのように選択していくかという広い意味で理解される。

## 地域包括ケアシステムの構成要素

### ④ 予防

→ **「介護予防」**という意味

今後、後期高齢者が増加する中で、要介護者は大幅に増加することになります。そのため、要介護者の発生をできる限り少なくするため、要介護以前の人々に対して行う介護予防政策の強化は不可欠。

## 地域包括ケアシステムの構成要素

### ⑤ 生活支援

→ 見守り、相談、様々な**困りごとへの対応**

- 安否の確認（見守り）
- 困りごとへの相談、支援  
ゴミ捨て、庭などの掃除、電球等の取替え、買い物など

**※ これらは、介護保険の給付対象ではありません！**

## ま と め

団塊の世代が後期高齢者層に移行する2025年を目途に、地域包括ケアシステムを作り上げることは、市町村にとって必須の課題です。

人生100年時代と言われる中、自分らしくいきいきと暮らし、たとえ重度の医療・介護が必要となった場合も住み慣れた地域・住まいで安心して暮らせることは多くの住民の願いです。

地域包括ケアの推進については、**各セクションとの関係性を確保し、まずは相互に自覚することが不可欠**です。

地域包括ケアを構成するものは、直接的なサービスだけではなく、サービスを利用しながら住み続けることができるような住まいやまちの環境づくり、取り巻く人々・地域社会の意識の醸成等、広範にわたるものであり、**地域包括ケアはいわば「まちづくり」**とも言えます。

このため、地域包括ケアに直接的に関わるセクションのみならず、**庁内のあらゆるセクションが地域包括ケアを実現するために関わることになることをまず理解する**必要があります。